

申請手続きの流れ(占有許可・承認工事等)

1 申請

- (1) 道路占有許可申請書は3部作成してください。
- (2) 道路工事等承認申請書は2部作成してください。(道路法24条関連工事等)
- (3) 各々に必要な添付書類を付してください。
- (4) 全ての書類を塩竈市土木課に提出してください。

2 書類審査

- (1) 書類審査は、申請を受付した日から、概ね3~5日程度で完了します。お急ぎの場合は土木課までご相談ください。
- (2) 道路占有許可申請書は、書類審査が完了した後、土木課が道路の占有に関する協議の為に塩釜警察署へ提出します。
- (3) 書類内容の修正、変更等を適宜指示する場合があります。

3 許可(道路占有)

- (1) 塩釜警察署が、提出された道路占有許可申請書の内容に問題がないと判断した場合は、道路占有許可の申請者宛てに道路占有許可書が発行されます。(道路占有許可申請日から2週間程度)
- (2) 発行された道路使用許可書を土木課まで取りに来てください。
- (3) 道路使用許可の申請者は、発行された道路占有許可書を、塩釜警察署まで提出してください。

4 承認(道路法24条関連工事等)

- (1) 土木課が、提出された道路工事等承認申請書の内容に問題がないと判断した場合は、道路工事等承認の申請者宛てに、道路工事等施行承認書を発行します。
- (2) 道路工事等承認の申請者は、発行された道路工事等承認書を、土木課まで受取りに来てください。
- (3) 道路工事等承認書の郵送をご希望の場合は、返信用の封筒を土木課に提出してください。

5 着手届(道路の占有・道路法24条関連工事等)

- (1) 道路工事等に着手する前に、着手届(1部)を提出してください。

6 工事期間中

- (1) 仮復旧等を含む未完了の工事箇所は、承認者の責任において管理しなければなりません。路面状態を常に監視し、事故等の防止に努めてください。
- (2) 冬期間(概ね12月1日から翌年の3月31日までの間)に道路工事等を行なう場合、工事箇所及び道路工事等により市が行なう道路の除排雪が困難になる区間は、工事の期間中、承認者の責任において除排雪しなければなりません。

7 完了検査 (道路の占用・道路法 24 条関連工事等)

- (1) 道路工事等が終了した後は、完了後3日以内に工事完了届(1部)を提出し、直ちに完了検査を受けてください。(道路の占用は、完了届のみの提出で検査はしません。)
- (2) 完了検査に合格するまでの工事箇所は、承認者の責任において管理しなければなりません。
- (3) 工事が軽易な場合は、工事写真等の書類審査のみの完了検査となります。
- (4) 検査合格後、速やかに工作物引渡し書(1部)を提出してください。

道路法 32 条(占用許可)と道路法 24 条(承認工事)との違い

項目	道路法 32 条(占用許可)	道路法 24 条(承認工事)
1. 申請者	道路に工作物、物件又は施設を設け一定期間継続的に道路を使用する者。	道路管理者(塩竈市)以外の者。
2. 申請に関する行為の内容	道路に関する工事ではない。	道路の新設、改築又は修繕に関する工事。
3. 設置された施設の所属	申請者の所有物である。 (申請者が維持修繕も行う。)	道路の一部となり、道路管理者に属する。 (引渡し後、道路管理者が維持修繕も行う。)
4. 設置された施設の期限	通常は、5 年以内。 水道管や下水道管などの公益的事業の用に供する場合は 10 年以内。また、期限が過ぎる前に更新申請が必要となる。	道路の一部となるので、期限はない。